

## 「竹島の日」を考え直す会 機関紙

本部:連絡先 大阪府八尾市志紀町 3-30 八尾市韓国人会館内 TEL.072-949-1521, FAX072-949-4337)。

編集:理事長 久保井規夫(大阪府高槻市川添 1-3-20 TEL. FAX:072-695-3210 Email:aphckuboi@ybb.ne.jp)

### 講師を迎え、6/18(土) 第11回「竹島の日」を考え直す集いを開催

2016年6月18日(土)、本会第十一回集会在、八尾市韓国人会館ホール(八尾市志紀町 3-30 JR 奈良線志紀駅北)にて、80人余が参加して開催された。今回の講演は、広く視野を広めるために、関西以外から講師を招いた。テーマは「独島=竹島の領有権に関する確かな歴史認識」であった。黒田副代表の挨拶の後、後援の韓国慶尚北道独島財団からの連帯挨拶が成された。続いて、お二人の講演がなされた。講演要旨は、次の通りである。



第十一回集会、独島財団からの連帯挨拶。

講演後の質疑討論を総括して、久保井理事長より、まとめが成された。

#### ◎講演 1「竹島問題から日本という国を考える」 明治10年太政官指令は竹島を朝鮮領とした 漆崎 英之(金沢教会牧師)

すでに、1877(明治10)年3月29日、明治政府は太政官指令で「竹嶋外一島之儀、本邦関係無之儀ト可相心得事」にて、竹嶋は鬱陵島、外一島は独島=竹島であり、朝鮮領と確定していた。漆崎さんは、公文書館にて、その「外一島」が紛れも無く竹島=独島であることを証左した島根県側の提示した付図を発見し、公開してきた。釜山 MBC テレビでも放映された(2006.6.7)。歴史的事実を広く知らせるために、外務省 HP へ「磯竹島略図」を掲載することを求めたし、また A 新聞へ記事を提供したが、いずれも有耶無耶にされてきた。



漆崎 英之さん

#### ◎講演2「サンフランシスコ講和条約と独島=竹島問題」

朴 炳涉(竹島=独島問題研究ネット 代表)

敗戦国日本の領土は、サンフランシスコ講和条約によって確定するはずであった。しかし、講和条

約調印には、隣国のロシア・中国・韓国が加わらず、独島=竹島など領土問題は未解決となった。冷戦下での独島=竹島の領有は、何よりも、朝鮮戦争に参戦した米国によって、戦略的恣意的に有耶無耶にされた。朴さんは、「サンフランシスコ講和条約」と関わって、日韓外務省文書、占領連合軍覚書、米国や英連邦の意見・草案等を分析して、韓国による独島=竹島の領有権を明晰にした。即ち、講和条約では、日本領から鬱陵島・リアンケール岩(独島=竹島)を除外した連合軍最高司令官覚書(SCAPIN)第 677 号を否定できないと解釈する。



朴 炳涉さん



連合軍最高司令官覚書(SCAPIN)第 677 号、及び関連地図(一部拡大)



## 9/10(土)「竹島の日」を考え直す集い in.東京を盛会裏に開催

竹島=独島問題は、領土問題化されているため、政府中枢の東京において提起することが肝要である。従来は、島根県の地方の問題とされてきた。しかし、教科書に領土問題として記載され、領土教育が展開される今日、国際問題としてクローズアップされてきた。本会が発足した大阪から、本会集会の都度、要請決議を内閣、外務省、文部科学省、島根県、教科書各出版社、各新聞社へ送付してきた。その送付先は、島根県のほかは、東京に集中して所在する。世論を喚起するためには、東京においても、もちろん島根県においても、正しい歴史認識を啓発学習する機会を持つことが必然である。昨年から、東京で有志に協力を求めてきた。

かくて、2016年9月10日(土)、初めて東京で、「竹島の日」を考え直す集いを開催することに成功した。会場は、東京の有志が確保したアカデミー千石(東京都文京区千石町1-25-3千石図書館二階)である。私たち本会本部の十数名は、新幹線で駆け付け、都営地下鉄三田線千石駅から会場に到着した。初めてだけに三十名ほどを予想していたが、五十名を越え、会場はぎっしり詰まった盛会であった。

さて、集会は、◆テーマ **竹島(独島)についての確かな歴史認識を!** ……日韓両政府の見解を検証するであった。東京では、竹島=独島問題は初めてという方がほとんどと予想した。それで、配布資料は、講演レジメ、本会案内のほかに、外務省「竹島問題10のポイント」、韓国「日本人が知らない10の真実」と、日韓両政府の主張資料を提供した。まず、DVD「平和の島、独島」韓国放送協会を上映し、講演に入った。講演要旨は、次のとおりである。

### 講演 I 「外務省も教科書も触れない竹島・独島の事象を指摘する」

副代表、元大阪樟蔭女子大学教員 黒田伊彦

1977年の明治政府太政官指令「竹島外一島の件」や、日露戦争日本海海戦前の竹島・独島の強奪など、日本政府側が不利な事象を隠蔽していることを指摘する。また、「日韓基本条約」では触れないことにした「竹島密約」の存在を挙げる。即ち、「1.解決せざるを持って解決したとする。両国とも互いに自国領土と主張しあうことを認める。2.両国とも漁業水域については、重なった部分は共同水域とする。3.韓国の支配は現状を維持する」である。次に、教科書の領土問題の記述日本政府の見解だけに偏向していることを指摘した。

### 講演 II 「日韓に於ける新視点・新史料で竹島=独島の領有権を明晰にする」

理事長、歴史学名誉博士、元桃山学院大学教員 久保井規夫

韓国国会に招聘されて報告した内容に補筆した。日韓両国でも初出の史料を提示しながら歴史的に竹島=独島の領有権を明晰にしてきた。

#### ①江戸初期、朝鮮は于山島(独島=竹島)を現地調査で認証していた

1694年9月、朝鮮国王肅宗の命で、江原道三陟都護符檢使の張漢相による調査報告「**鬱陵島事跡**」である。鬱陵島聖人峰に登って、「東の方を見ると海の中に島が一つあり、はるか**東南の方**に在った。その島の大きさは、鬱陵島の三分の一にも満たないし、距離は三百余里に過ぎない」と記す。目視は、領有権の第一歩である。



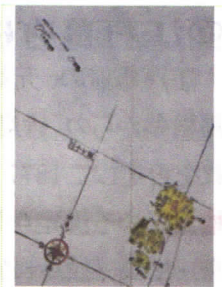
鬱陵島から目視できる独島=竹島。撮影金永坤、2012年秋。



## ②長久保赤水の官許・正規版の地図は、竹島・松島を朝鮮領とした

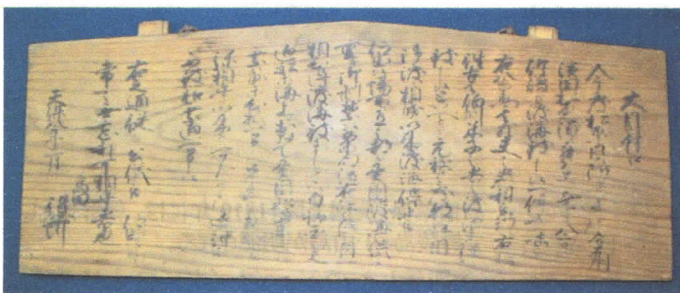
竹島=独島を記した権威ある地図は、近世では、長久保赤水(1717~1801)「改正日本輿地路程全図」、林子平(1738~1793)「三国通覧図説付図」、高橋景保(1785~1829)「新訂萬国全図」である。まず、長久保赤水「改正日本輿地路程全図」は、改正では、これを正して、**竹島・松島を経緯度外に朝鮮本土同様に白抜きに訂正した**。なぜか。元禄竹島一件(1696年)にて、幕府老中が竹島・松島を朝鮮領と決定したことを反映して改正し、官許を得たからである。

官許・正規版の**長久保赤水「改正日本輿地路程全図」**は、安永八(1779)年、文化八(1811)年、寛政三(1791)年、文化八(1811)年、天保十一(1840)年の五種類が現存し、その全てを私は所蔵する。しかも、天保十一(1840)年刊行された**正規版最後の第五版**では、竹島・松島は地図から抹消された。それは、天保年竹島一件(1836年)で、竹島・松島は異国渡海禁止として厳罰と全国津々浦に布令されたことを反映したからである。外務省パンフレットで、表紙にされ、第一ポイントに掲げられている、弘化三(1846)年「改正日本輿地路程全図」明治大学所蔵は海賊版である。正規版を写真で示さないのは、この海賊版なら、竹島・松島が黄色に塗られ、**経緯度内に図示されている**ことで、「日本領」と謀ることができるとの作為からである。結論として、**長久保赤水の地図は、竹島・松島を日本領でなく朝鮮領と表示したのである**。



安永八(1779)年「改正日本輿地路程全図」(官許初版)部分拡大。経緯度外、白抜き、日本領外と表記された。

## ③朝鮮領と全国に布令した天保年竹島一件を隠蔽してはならない



大目付より諸大名へ下した**浜田藩天保年竹島一件高札**(天保八年十二月)。竹島・松島渡海を**異国渡海**の領国令違反として、全国津々浦へ布令した。

元禄年鳥取藩の竹島一件は、幕府より鳥取藩だけへ竹島・松島への渡海禁止を命じて到着としていた。しかし、不徹底で、天保年浜田藩竹島一件が発生した。その取調書に、**幕府が竹**

**島・松島を異国(朝鮮領)と決定**



「朝鮮竹嶋渡航始末記」奉行取り調べ図。**竹島・松島は朝鮮本土と同じ朱色である**。島根県浜田市図書館蔵

していたことが記されていた。幕府大目付より、諸大名へ下した幕命が、全国津々浦への高札として掲げられた。竹島・松島が異国(朝鮮領)として、近づくことさえ許されずとされた。これを反映して、**長久保赤水「改正日本輿地路程全図」**の天保版(1840年、官許正規第五版)では、日本地図から、**竹島・松島そのものが削除された**ことは重要である。

## <近代(明治期)>

## ④日韓両政府は欧米近代地図を論議しなかった

長崎出島に在留した**シーボルト**が、1840年、欧米測量のアルゴノート島(測量間違いで、実際は鬱陵島)を竹島、ダジュール島(これが正位置の鬱陵島)を松島(今日の竹島=独島)と名付けた影響は大きい。即ち、19世紀に欧米へ、日本海(東海)には鬱陵島の他にアルゴノート島(竹島)、ダジュール島(松島)と、三つの島が存在する誤解を広げてしまった。やがて、欧米近代地図は、この誤りを正し、経緯度や水路を測量し正確度が増す。また、日本個別の地図よりも、**隣国を含めて提示された地図は、隣国との領域を明示している**。私は、19~20世紀の欧米地図の原本を十数点所蔵し検証したが、ほとんどが朝鮮領と明示されていた。



政府に提出した島根県附図の、竹島(鬱陵島)・**東南の松島(現在の竹島=独島)**は朝鮮領と確定された。



### ⑤江戸幕府に続き、明治政府も朝鮮領と認定した

江戸幕府の、元禄年鳥取藩竹島一件と天保年浜田藩竹島一件を踏まえて、明治政府も判断した。すなわち、島根県からの「竹島他一島を領地とすべきか」との問い合わせに、これを否定して1877年3月29日、「**太政官指令**」で、**両島とも朝鮮領地**と認める決定をした。この時、島根県から提示された竹島(麿陵島)・松島(独島=竹島)の付図が重要である。**外一島が松島(独島=竹島)であることは、明確である。**

### ⑥「リアンクールロック(竹島=独島)初出の権威ある地図から再検証する

#### 1.高橋景保「新訂萬国全図」は、竹島=独島を朝鮮領と明示した

先ず、幕府天文方筆頭を務めた高橋景保の文化七(1810)年、「新訂萬国全図」である。**麿陵島・于山島**と記した。それを原図として、安政二(1855)年、天文方の山路譜孝が「新訂萬国全図」の名で、**アルゴノート島即竹島・ダジュール島即松島**と改訂した。さらに明治四(1871)年、明治政府文部省大学南校が「新訂萬国全図」として版を重ねた。いずれも、今日の麿陵島・独島=竹島に該当するが、日本領彩色ではなく、**朝鮮領として彩色されている**ことに注目したい。幕府、明治政府の公機関が作成した公地図で**朝鮮領と明示されていた**ことは確かな事実である。

#### 2.勝海舟「大日本沿海略図」は、クルーゼンステルン「朝鮮・日本図」(英国海軍省)が原図である

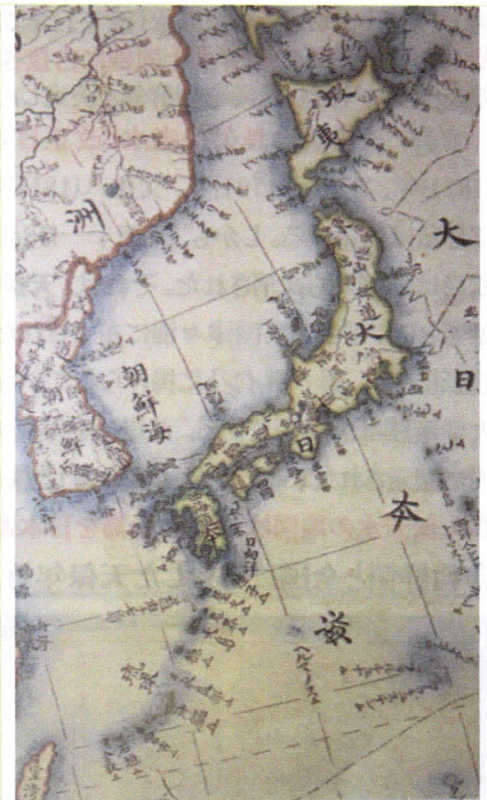
竹島=独島の国際名リアンクールロックを初出した公地図は、クルーゼンステルン(1770~1846。露提督、10年間英国海軍で研修)「朝鮮・日本図」1827年(英国海軍省)である。⇒これに、ホーネット島(リアンクールロック)を加筆したのが、ペリー(米)「日本遠征記東アジア付図」1855年である。⇒**1862年、英海軍省**が更なる調査・測量を加えて、改訂刊行した。竹島=独島には、発見に因んだ**仏・英・露**国の国際名すべてが記載されている。すなわち、**Liancourt Rks, Discd, by French 1849.Eng.h Hornet Is, Rusn, Menelai & Oltwutsa**とある。⇒この英海軍省改訂版のクルーゼンステルン「朝鮮・日本図」から一部引用したのが、勝海舟(幕府軍艦奉行)「大日本沿海略図」慶応三(1867)年である。⇒日本語訳した海図が、肝付兼行(日本海軍水路部長)「日本総部、朝鮮其付近」1891年である。ここでも、日本領とは確定されていない。

#### 3.日本政府の公式領土地図が、竹島=独島を領外、朝鮮領と確定した



朴泳孝題字、清水光憲編纂「朝鮮輿地図」鹿田静七 1892(明治二十五年)3月7日発行

もっとも決定的な史料は、近代日本が日本領土を初めて記した政府公式地図、すなわち、**内務省地理局地誌課**作成の「**大日本国全図**」である。明治十三(1880)年、**内務省地理局地誌課**「大日本国全図」(発刊は翌1881年2月)には、竹島=独島は日本領外として載っていない。明治十六(1883)年補正版も同様である。以後、刊行される日本地図は、陸軍省も含めて、内務省地理局の地図を基にすることとなる最高権威の地図である。日本最初の公式地質地図である**農商務省地質調査所**「**大日本帝国土性略図付図地質略図**」明治三十六(1903)年6月30日発刊でも、竹島=独島は日本領外として載っていない。



高橋景保「萬国全図」1810年には、朝鮮領として麿陵島・于山島が明記される。



## ①大韓帝国勅令で韓国蔚郡管轄下とした

日本政府が無視してきたのが、1900年10月25日、「大韓帝国勅令41号」である。官報にも明示され、「蔚陵島を蔚島と改称し、江原道に所属させ、島監を郡守に改正し…蔚陵全島と竹島、石島を管轄する事」である。この石島が、トルト、トクトが同発音の独島であると、韓国政府は主張する。この勅令を発令した背景は、蔚陵島での日本人による不法伐採・漁労などの侵入に対処するため、国際法的にも韓国の領有を明確にするためであった。

すでに、1882年、金玉均が、蔚陵島と独島など付属の島を管轄する東南諸島開拓使に任ぜられ、移住開拓の施策を進めていた。東南諸島の名に独島=竹島を含むことがわかる。何よりも、責任者であった金玉均が所蔵していた地図には、竹島(蔚陵島)・松島(今日の竹島=松島)が朝鮮領として記載されていた。韓国官僚により、独島=竹島が掌握されていたことが重要である。

かくて、勅令公布前(1899年6月29日)に調査団が派遣された。全権を任せられた禹用鼎を団長として、国際的に、日本側調査員として赤塚正助(釜山副領事)、仏人ラ・ポーテ(釜山税関吏)も同行した。仏人ラ・ポーテは、「皇城新聞」(1899.9.23)で、調査したのは竹島、于山島と報告した。于山島=石島=リアンクールロックと想定されるが、確定とは言えない。

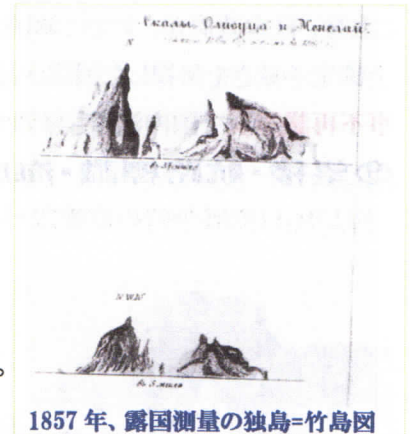
しかし、露国が、日本でなく、韓国に韓国領として許可を得て測量したリアンクールロック水路図の存在や、また1894年に、お抱え独国人ヘッセが所持した韓国地図にリアンクールロックが掲載されていたなどの史料が、これを更に実証して補強する。

何よりも、日本側史料でも、日本「軍艦新高行動日誌」の「明治37年9月25日条」に、蔚陵島で「リアンコルド岩、韓人之を独島と書し、本邦漁夫等、略してリャンコ島と呼称セリ」と記される。日本名はなかったが、韓国の蔚陵島民は、1904年に、韓国名で独島と称し、自国領と認知していた事実が最重要である。

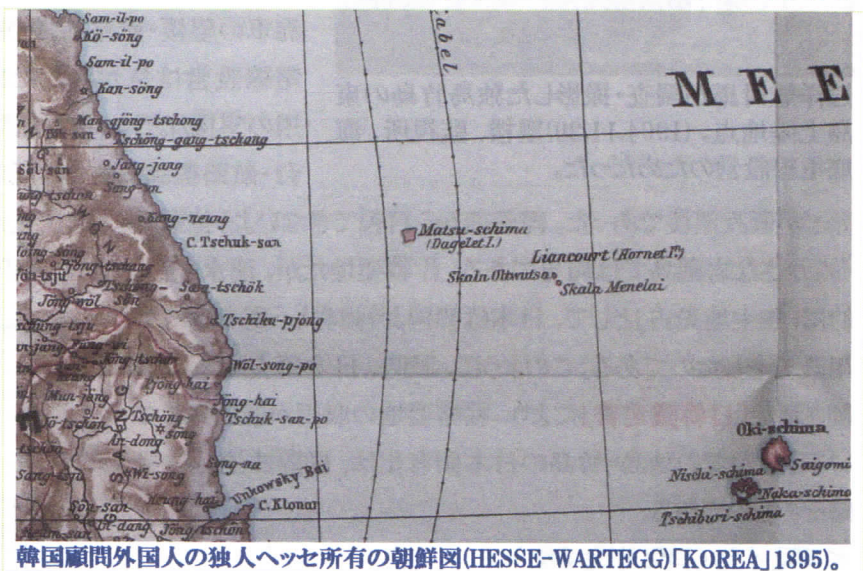
## <近代(日露戦時)>

### ⑧日露戦争時に、日本領とした

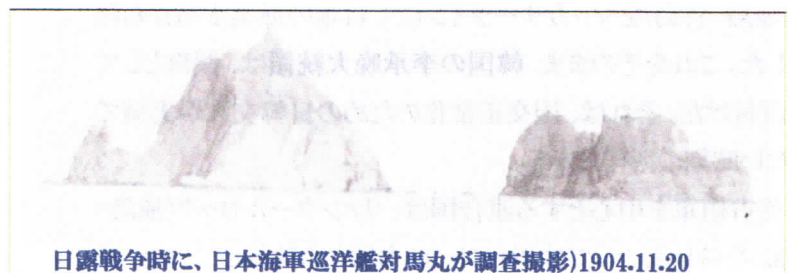
日露戦時、ウラジオストック港露艦隊へ合流せんとするバルチック露艦隊を前にして、蔚陵島・リアンクールロック(独島=竹



1857年、露国測量の独島=竹島図



韓国顧問外国人の独人ヘッセ所有の朝鮮図(HESSE-WARTEGG)「KOREA」1895。



日露戦争時に、日本海軍巡洋艦対馬丸が調査撮影)1904.11.20

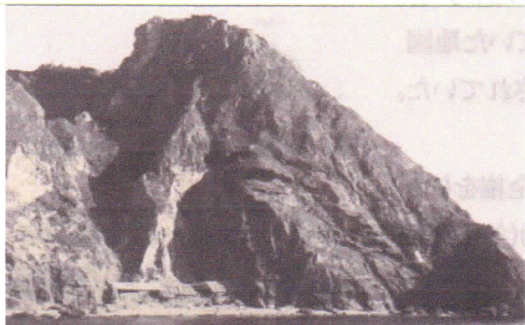


島)が、ウラジオストックへの監視所要地として戦略要地となった。そこで、**島根県民の中井養三郎**の漁労の申請を口実に、日本政府は、韓国領と認知していたリャンクールロック(独島=竹島)を、1905年2月22日(竹島の日)、突然、閣議決定にて、日本領に組み込んだ。

これは、日本政府が、すでに韓国領に確定していた領有権も、1900年**大韓国帝国勅令**をも否定し、隣国との領土確定手続きを無視した国際法違反であり、無効である。さらに1877年「**太政官指令**」を覆す、明治憲法では**一事不再議違反**で国内法でも無効である。独島=竹島の強奪は、韓国「併合」侵略の始まりと言えよう。

### ⑨望楼・航路標識・海底電線の設営を狙った

何よりも日露戦争時の露艦隊バルチック艦隊戦略として、望楼・航路標識・軍用海底電線設営が急がれた。中井養三郎の申請日本領(1904.9.29)や閣議決定(1905.1.28)よりも先に、1904年1月4日、山本海軍大臣は、大浦通信大臣へ軍用海底電線の架設を要請した。海軍の望楼・航路標識・軍用海底電線設営は急がれたため、監視用の望楼などは、後に航海用に灯台・航路標識に整備する以外は、



巡洋艦対馬が調査・撮影した独島竹島の東島上陸地点。(1904.11.20)望楼、監視所、海底電線設営のためだった。



海底電線設営工事の状況。釜山沖の鳳島にて、1904年。

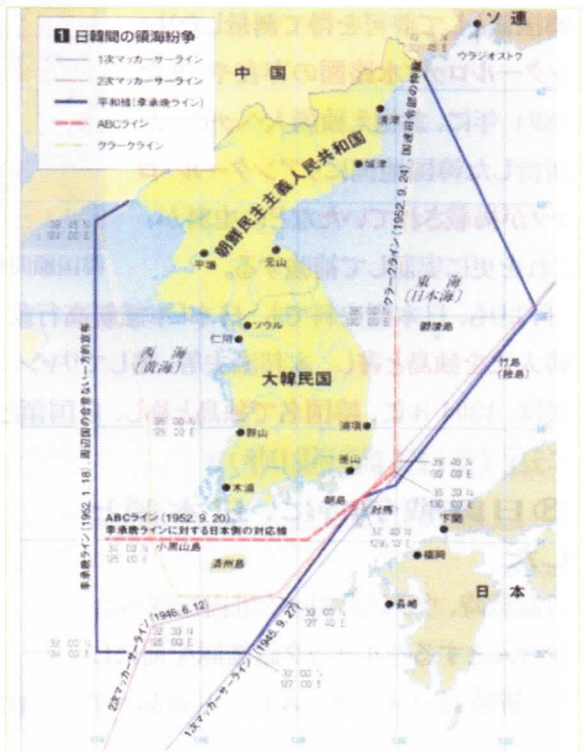
殆どが仮設望楼であった。露艦船から目視できないよう位置・構造に工夫が必要であった。リャンクールロックのような小さな岩礁島では尚更である。作戦要地だが、湧水も無く、居住不可の岩礁であるリャンクールロックを一方的に「無主地先占」として、日本は韓国より強奪し、密やかに軍用設営をしたのである。このように、戦時、日本軍支配下で強制された「**日韓議定書**」により、戦略要地の収用が強行されているなかでの独島=竹島の日本領有化は、国際法違反の侵略そのものである。

### <現代(敗戦後)>

### ⑩太平洋戦争時も朝鮮戦争でも、戦略要地であった

戦後、直ちに冷戦時の中国・朝鮮に於いて、リャンクールロック(独島=竹島)をマッカーサーラインにて日本の漁業水域から除外した。これをそのまま、**韓国の李承晩大統領**は、領海として位置付けた。それは、国交正常化のための日韓交渉が実施できない時期の所作である。

米英占領軍を中心とする連合国は、リャンクールロック(独島=竹島)を韓国領として位置付け、日本領から除外していた。それが、朝鮮戦争の勃発で領有が棚上げされた。**新史料**として、米国大使館一等書記官ジョン・スティーブスの書簡をあげる。



朝鮮戦争時の戦略・領海・漁業関係地図



「**リャンクール岩礁は朝鮮王朝の領土**だった。岩礁は、もちろん、日本帝国が韓国を合併した時、韓国の残りの領土と共に日本に編入された。……日本海域に在る、この岩礁は、北朝鮮領土に爆撃をして帰ってくる米軍爆撃機に有用である。この岩礁を識別すれば、爆撃する目標地点が明確となる。したがって、日米安保条約の作戦地域として合意され、上記のような目的に寄与した。……**たとえ、誰がリャンクール岩礁を韓国領土と主張しても、在日米軍が戦略上必要としたことを理解することが優先されるべきである**」。最早明白である。在日米軍の戦略を優先して、韓国領と認識し変換する予定だったリャンクール岩礁の領有を有耶無耶にしたのであった。

このことから、**在日米軍の管轄=日本領**との主張は定義できない。冷戦時下で、米国から国交正常化を急かされ、日韓会談は、植民地支配・戦後処理をめぐり、14年に渡り決裂・頓挫しながらも、**1965年「日韓基本条約」**がやっと締結された。されど、リャンクールロック(独島=竹島)領有問題は提起されたが、留保された。多年にわたりながら交渉において、日本が竹島=独島問題について、何らの結論も得られなかったのは決定的に不利である。公然の秘密として、「(領有を)解決せざるをもって解決とする」なる**竹島密約**なるものが存在したためか、韓国の実効支配を容認したままに、両国が「互いに自国領と主張しあう」というアリバイ的な今日の状況が創出された。その事実を「秘密保護法」の壁で追及できない。ただ事実誤認である。

### ①友好の新漁業協定と対立の「竹島の日」条例

日韓両国は、リャンクールロック(独島=竹島)領有を未解決だったが、日本政府は、1977年元旦から、領海12海里、排他的経済水域200海里を施行した。竹島=独島を日本領土とした。対して、1978年4月30日、韓国も同様の排他的経済水域を適用し、独島=竹島を韓国領とした。幸い軍事政権から民政移管した友好の金大中大統領政権が誕生した。1998年11月28日、「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」が締結された。これは、竹島=独島領有権問題を封印して、日韓両国民が共同操業できる暫定水域を合意したものであった。独島=竹島を実効支配できていた韓国政府としては、日本以上に強い韓国内の領土ナショナリズムを抑えた韓日友好を優先しての大きな譲歩であった。

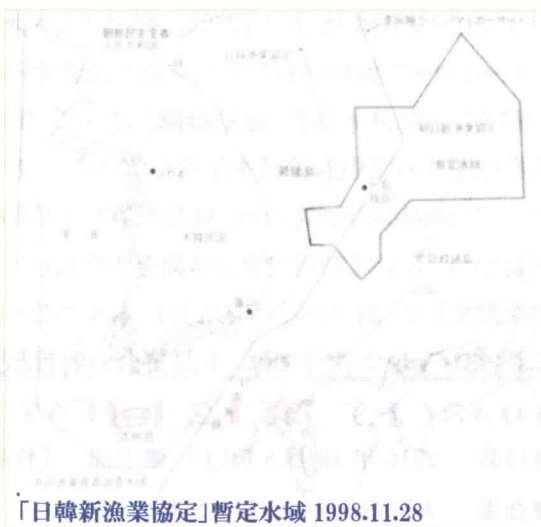


外務省条約局「日本の約束 解説 平和条約」印刷庁 (1951.11.1)

されど、隣国との漁業水域問題として、暫定水域を継続・改善しながら前進もでき、解決できた問題を、話し合

いでなく日本の領有権だけを一方的に通告して、**解決困難な領土ナショナリズム問題**にしてしまったのが、2005年3月16日、**島**

**根県「竹島の日 2/22」条例**である。この2/22は、日露戦時に強奪して独島=竹島を島根県所管にした日であり、強奪を正当化する「竹島の日」は、韓国側は絶対に容認できない。



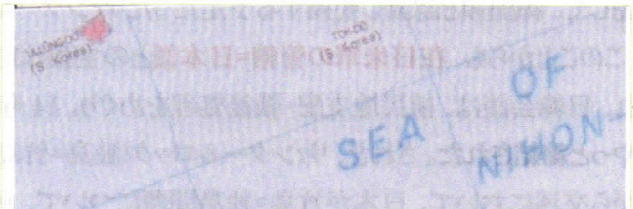
### ②国際司法裁判所寄託は交渉の放棄である

日本政府は、韓国の領有権決定を**国際司法裁判所への寄託**判決を提案し、第三者に任せようとしている。韓国は、独島=竹島を韓国「併合」侵略の始まりとして、戦後取り返して譲ることのできない領土として実効支配してきた。14年もかかって、やっと締結された1965年の「日韓基本条約」、そこで竹島=独島の領有権が決定されなかった。日本政府にとっては、決定的弱点である。論議されたが、「**解決せざるを持って解決とする**」などと棚上げとさ



れたリアンクールロック(独島=竹島)の「竹島密約」が、存在するのか。もし、存在するならば、韓国が独島=竹島を実効支配している実態を日本側が容認したとみなされる。「竹島密約」など、「日韓基本条約」の一部について、現在、「秘密保護法」により非公開である。おかしいではないか。一度として公開正規の交渉も話し合いも実現できずに、実現不可な国際司法裁判所へ寄託する提案は、日本政府が外交を放棄したお手上げの逃げ口上であり、領有権を主張していますとのアリバイ的な外交施策でしかない。そもそも領有権の正当性が、韓国側にきちんと反論できていないのである。

それでも、日本政府が国際裁判所への寄託にこだわるのは、「サンフランシスコ」講和条約に明記されている。「紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない」として、連合国側の戦後決定への異議は、米英我知らず、国際司法裁判所に寄託せよとされた為である。しかし、それは実効支配の現実がなく紛争が存在する場合である。相手国の同意あつての寄託である。韓国側が紛争はないとして、同意がないから、日本の国際司法裁判所への寄託は実現不可が明白である。



独島=竹島は韓国領。米国政府地名委員会(BGN)、米国防総省国立地理情報局(NGA)は、独島=竹島を韓国領(South Korea)とする。世界各国も認めている現実である。

## まとめとして

偏向した情報だけを流布して領土ナショナリズムを煽ることは、日韓の友好関係を阻害するだけであり、一日も早くやめるべきである。特に、日本領有の根幹としている1905年2月22日、閣議決定により島根県所管とした決定は、帝国主義による領土強奪である。すなわち、「竹島の日」条例を決定した基準が不正義であったことを島根県・日本政府は、歴史に照らして鑑みるべきである。そこから、友好への歩みだしが始まる。

すでに、米国を初め、国際的に韓国による独島=竹島の実効支配は認知されている。日韓両国は、堂々とリアンクールロック(独島=竹島)の領有権を論議すべきである。なぜなら、論拠が不十分なため、論議の徹底を避けた1965年「日韓基本条約」締結段階と違って、今日では、論議し、領有権を確定できる史料も揃っている。韓国側も、領有に関する歴史的論議を拒否していない。日韓両政府が、友好を求めるならば、対話・論議を否定してはならない。日韓両国の研究者が、独島=竹島の領有権について、公開の歴史認識シンポジウムを重ね、国際世論にも尋ねつつ、互いに納得できる結論を明晰にして広く知らしめるべきである。両国民が納得できる明晰な史実と経緯を踏まえて、誠意ある外交により、本来あるべき隣国との友好を進めたい。

<お知らせ>次号では、下記集会の要旨とともに、二月集会のご案内を特集します。

## 10/8(土) 第12回「竹島の日」を考え直す集い

■日時 2016年10月8日(土) ■主催 「竹島の日」を考え直す会 ■共催 韓国慶尚北道独島財団

■会場 大阪市住まい情報センター三階ホール (大阪市北区天神橋6-4-20)

■テーマ 「固有領土」主張を批判する 閔妃(明成皇后)暗殺の日に

講演1 『『隠州視聴合紀』と竹島・独島の日本固有領土論をめぐって』 黒田 伊彦 (副会長、元大阪樟蔭女子大学教員)

講演2 『『大韓帝国勅令41号』の『石島』は、独島=竹島である』 朴 炳涉 (竹島=独島問題研究ネット 代表)

講演3 「外務省見解に基づく領土教育批判と尖閣=釣魚台諸島問題」 久保井規夫 (理事長、歴史学名誉博士、元桃山

学院大学教員) ■集会決議 「竹島の日」撤廃と領土教育是正の要請(内閣、外務省、文部科学省、島根県知事、各教科書会社、各新聞社へ送付した)